第 4 章 ほっとする暮らしをつくろう

~ 生涯を通じた安心と健康のまちづくり ~

1.健康づくりの推進

現状と課題

<健康づくりの推進>

平成 19 年度(2007 年度)に策定した「健康こなん 21 計画・食育推進計 画」に基づいて、健康寿命*を延伸するための方策に取り組んできました。平成 25 年度(2013年度)には「健康こなん 21 計画・食育推進計画」の中間評価 を実施し、健康づくり対策の推進に資する情報を得て、今後の対策に反映してい ます。生活様式の変化や現代社会のストレスにより、うつ病などの精神疾患やが ん、心臓病などの生活習慣病が増大し健康課題となっています。

また、健康維持のための啓発については、今後も健康に関する正しい情報提供 の継続・強化に努める必要があります。喫煙率は低下していますが、運動や食生 活、休養・こころの健康については改善されていない傾向にあるため、日頃の生 活習慣を変えていくための意識啓発や支援が重要です。

市民の主体性を重視した健康づくりを支援するため、健康まつりや広報、ホー ムページ、湖南タウンメールによる情報提供とともに、健康教育や健康相談、訪 問などにより健康を自己管理するための支援を実施しています。

さらに、健康診査データを分析・活用した保健事業の推進や健康診査後の生活 習慣改善に向けての支援方法の検証などの課題があります。

施策

市民の自主的健康づくりの推進

市民一人ひとりの自主的な健康づくりを本市全体で取り組む健康づくり(ヘル スプロモーション37) へと推進するため、「健康こなん 21 計画・食育推進計 画」に掲げられた領域ごとの目標および基本理念の実現に向け、家庭・地域・ 学校・企業・行政が一体となって進めます。

³⁷ ヘルスプロモーション…世界保健機関が「人々が自らの健康をコントロールし、改善すること ができるようにするプロセス」と定義している考え方。これからの健康づくりは、自らの健康に積 極的に関心を持ちながら行動する個人と、社会全体や地域社会がそれぞれに取り組み、支援しあう ことが大切としている。

ロコモティブシンドローム³⁸に関する認知度を高めるとともに、日頃から意識 的に運動できるよう啓発活動に取り組みます。

健康推進員と連携しながら小・中学校のふれあい食育教室などで、朝食の重要 性など子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けることができるように啓発し ていきます。

○心の健康保持・増進のため、ストレスへの対処法などに関する正しい知識の普 及や、悩んだときに気軽に相談できる窓口の整備に取り組みます。

2 健康に関する正しい情報提供

健康維持・増進のための啓発として、広報・ホームページ・湖南タウンメール などによる正しい情報提供を図ります。

健康づくり湖南推進協議会や健康推進員協議会などを中心に、健康まつりなど イベントの定期的な実施を進めます。

市のホームページや湖南タウンメールなどを通じて各種感染症の流行の状況や 予防などに関する情報の発信に努めます。

3 保健事業による健康づくりへの支援

自分の健康状態を知り、健康の大切さに気づくうえで重要な健康診査、検診に ついて、がんのセット検診39や託児日などを増やして市民が受診しやすくわか りやすいものにします。病気の予防のため、予防接種(ワクチン接種)の対策 を推進します。また、対象者の早期把握と対応のため医療機関との連携に努め ます。

健診結果について、生活習慣改善などの行動につながるものとなるよう工夫す るとともに、健診後のフォローとなる各種教室について、参加しやすく、個人 の目標に沿ったもので評価を伴うものにしていきます。このため、市民にとっ てわかりやすいプログラムを作成し、教室などにおいて活用し問題の共有化に 努めます。

ロコモティブシンドローム...骨、関節、筋肉など、体を支えたり動かしたりする運動器の働 きが衰え、要介護や寝たきりになる危険が高い状態。

³⁹ がんのセット検診…男性は 3 検診(胃、肺、大腸)、女性は 4 検診(胃、肺、大腸、乳)を 半日(午前)で受けられる。

みんなで進める身近な取り組み例

自分の健康は自分で守る意識を高め、生活習慣改善へのきっかけとして健康 診査を積極的に受診しましょう。

運動を心がけ、野菜を多くした栄養のバランスが偏らない食事をしましょう。

アルコールは控えるようにしましょう。

禁煙・分煙をしましょう。

日頃から睡眠を確保し、リフレッシュを心がけ、心身の休養をとりましょ う。



保健事業で実施しているラジオ体操第3

2. 医療の充実

現状と課題

< 医療の充実 >

本市には現在4診療所の公的医療機関があり、それぞれが地域の公的高度医療 機関および民間医療機関との連携のもとに地域医療を推進しています。

広域で運営する公立甲賀病院は平成 25 年度(2013 年度)に移転し、健診 センター・集中治療室・緩和ケア病棟・回復期リハビリテーション病棟が新設さ れました。

設備の整った大病院指向が高まる一方で、地域に密着した初期診療医療の重要 性も高まってきており、市民が安心して医療サービスを受けられる「かかりつけ 医」の定着、地域医療機関の適切な役割分担と機能の相互連携の推進による総合 的な医療体制が求められています。

地域医療体制の強化

公立甲賀病院については甲賀広域における中核病院*としての役割を担ってい きます。

市外高度医療機関を含めた地域医療のネットワーク化、一次医療から三次医療 まで対応できる救急医療体制、大規模災害に対応できる広域災害救急医療体制 の整備など、地域医療機関の適切な役割と在宅医療との機能連携によって、地 域包括ケア*の充実を図ります。

公的医療機関については、継続した経営改善を図ります。

2 人権尊重の視点にたった保健・医療の充実

市内の医療機関とも連携しながら、人権尊重を重視して適切な保健・医療が受 けられるように推進していきます。

公的医療機関では人権尊重意識の向上のため病院全職員研修および院内代表者 会議内でも議題に挙げるなど、適切な医療が受けられるように努めていきます。

みんなで進める身近な取り組み例

かかりつけ医、かかりつけ薬局を持つようにしましょう。



公立甲賀病院





公立甲賀病院の高度医療機器

3 . 子育て支援の充実

現状と課題

< 子育て支援の推進 >

急速な少子化の進行は、将来的に社会・経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。国においては平成 24 年(2012 年)8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成 27 年度(2015 年度)から「子ども・子育て支援新制度」が実施されています。本市においても平成 26 年度(2014 年度)に子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

少子高齢化など子どもを取り巻く環境は大きく変化し続けており、これらの社会 情勢に対応し、時代に即した子育て支援を計画的に推進していく必要があります。

<地域で支えあう子育て支援>

2 か所の子育て支援センターで、育児相談や講演会、親子で遊ぶイベントや子育てサークルの育成・支援に努めています。今後、子育て支援センターにおける相談・指導体制のより一層の充実により、子育てに対するさまざまな悩みや不安が解消できるように努める必要があります。

また、多様化する子育で支援に対するニーズへの対応として、地域との連携の もと育児援助を受けたい人と育児援助を行いたい人が会員となり、会員相互で援助しあう湖南市ファミリー・サポート・センター事業や、地域の子育で支援の拠点として設置しているつどいの広場において、育児・保育に関する相談や支援、また保護者の情報交換の場の提供を行っています。

また、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級、予防接種などの母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導などの充実が必要です。

児童虐待については、湖南市要保護児童対策地域協議会において協議し、支援の方向性を確認しています。虐待の予防や早期発見について、地域の主任児童委員などとの連携により地域での見守り体制を整えるとともに、毎年 11 月の児童虐待防止月間には広報や街頭啓発を実施しています。

<保育サービス>

平成 28 年(2016 年)4月に開園の認定こども園*、公立と私立の認可保育園があり、各保育園では地域の保育ニーズに対応するため乳児保育や障がい児保育を、私立保育園では上記に加え延長保育、休日保育などを実施しています。また、一部の認可保育園では未就園児を対象とした一時預かり保育を実施しています。

少子化といわれるなかでも、市内での保育園入園希望児童は年々増加し、特に 0~2歳の低年齢児については近年増加傾向が著しい状況にあります。今後、多様な保育ニーズに対応できるよう、民間活力の活用も含めて保育サービスの一層の充実を図っていくとともに、子育て経験者などが潜在的に持っている資源を積極的に活用しながら、働いていても安心して子育てできるまちづくりを進めていく必要があります。

<学童保育>

保護者の労働などにより、放課後、家庭において保護を受けることのできない児童に対し、各小学校区単位で学童保育を実施しており、その運営を指定管理者制度によりNPO*法人や運営委員会または保護者会で行っている公設学童保育所9か所と、私立学童保育所1か所の計10か所があります。学童保育への需要は年々高まってきていることから、施設面では児童のためのゆとりあるスペースの確保や安全確保を、「湖南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて保育環境の整備に努めています。

<ひとり親家庭への支援>

ひとり親家庭(母子・父子家庭)については、精神的・経済的負担を感じている人が多いことから、ひとり親応援手当や児童扶養手当の支給や学童保育所利用料金の一部助成などにより経済的な支援を実施しています。

今後、ひとり親家庭福祉推進員を中心として、ひとり親家庭への相談対応の充 実や自立支援プログラム策定員による就労支援を積極的に行うとともに、親子交 流の場づくりなどの取り組みを充実する必要があります。

施策

1 子育てに関する相談体制と情報提供の充実

地域の子育て家庭のさまざまな悩みや不安の解消を図るため、子育て支援センター・保育園・幼稚園・学校などにおける相談体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、身近な地域で親子同士が交流し、情報交換できる場や子育てに関する情報提供の充実を図ります。

子どもの発達過程に応じた適切な子育てができるよう、家庭教育に関する情報 提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の向上を図ります。

2 地域の支えあいによる子育て支援の充実

子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向け、子育てを支援する担い手の養成やボランティアなどの自主的な活動への支援を行い、地域との協働による子育て支援に取り組みます。

地域全体での子育て支援機能を充実させるため、市民の子育てに関する知識や 経験、高齢者の有する文化や技などを活用することで、地域の子育て支援の力 を高めるとともに、湖南市ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り ます。

地域における自主的な子育て支援活動の交流・連携を進め、市内の子育て応援 ネットワークの充実を図ります。

3 保育サービスの充実

保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園*の普及を進めるなど、質の高い教育・保育にもとづく、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

子どもの人権意識、豊かな感性や創造性を育む保育内容の充実とともに、保育 園と幼稚園、小学校との交流や連携を推進し、就学前教育の充実に努めます。

施設・設備や遊具、図書などを計画的に充実し、豊かな心を育む保育を推進します。また、防災・防犯などの観点から安心・安全の確保を図ります。

家庭支援推進保育事業*に取り組み、各保育園や幼稚園、認定こども園*の職員研修で研究を深めながら、他人を思いやり、人の痛みを共感できる心を育てる人権・同和保育に努めます。

4 学童保育の充実

児童が安心して過ごせる環境を確保し、健全な育成が図れるよう、保護者や関係者などの要望を把握しながら、学童保育所の運営体制や受け入れ体制の充実に努めます。

学童保育所指導員への研修の機会を確保し、指導力や資質の向上を図るとともに、活動内容の充実に努めます。

5 安心できる出産と子どもの成長への支援

安心して子どもを産み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制とともに、保育園や子育て支援センター、電話相談などにおいて子育てや子どもの健康に関する相談や情報提供の充実を図ります。

妊婦健診や、産後健診・子どもの 1 か月児健診費用の助成などにより、疾病の早期発見の機会を逃すことなく、より安心して子育てできる環境を整えます。

乳幼児期から望ましい生活習慣が定着し、子どもが健やかに成長できるよう、 子どもの発達段階に応じた「食」、「生活リズム」、「発達」などに関する指導や 情報提供を進めます。

6 児童虐待防止への取り組みの推進

児童虐待については、湖南市要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議や広報などの機会をとらえ、住民や関係機関に早期通告(相談)の啓発を引き続き実施し、虐待のないまちづくりに向けた取り組みを推進します。

虐待を予防するため、育児に不安を感じたり孤立することがないよう子育て支援センターなどにおける相談や交流事業の実施、子育てサークルとの連携や訪問事業を通じて地域における子育て支援体制の充実を図ります。

7 経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援

経済的負担の増大が少子化の原因のひとつとして指摘されていることから、子育て家庭の医療費や教育費などの経済的負担軽減のために、保育や教育、医療などにかかる各種助成制度の普及促進や充実を図ります。

ひとり親家庭が孤立することなく経済的基盤の確立やそれぞれの事情に応じた 支援施策、および関係機関へ適切につないでいく相談機能の充実を図ります。

みんなで進める身近な取り組み例

子育てをみんなで応援する地域を築きましょう。

子育ての悩みを抱え込まず、保育園やつどいの広場などの子育て支援施設や 身近な人に相談しましょう。

子どもの様子などから何か変化に気づいたときは、速やかに家庭児童相談室 や保健センターなどに相談しましょう。







子育て支援センターでの活動

4. 障がい者の自立支援の充実

現状と課題

< 障がいに対する理解の促進 >

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 25 年(2013 年)6月に成立しました。だれもが地域で自立して暮らせる社会をつくることをめざすノーマライゼーション⁴⁰の理念、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を広めるため、研修などを通じた学習および広報・啓発活動が必要です。また、近隣の人々が障がい者と交流を持つ機会をつくりだす必要があります。

<権利擁護>

平成 24 年(2012 年)に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、障がい者虐待の通報が義務づけられたことから虐待防止対策の充実が必要になっています。

平成 25 年(2013 年)に甲賀・湖南成年後見センター「ぱんじー」を設立 し、成年後見制度に関する情報の提供や相談、手続きの支援を行っています。障 がいのある人がトラブルに巻き込まれることなく安心して日常生活を営むために、 各種サービスを利用する際の相談、助言、預貯金などの管理や利用手続きなどの 支援が必要です。

<生活支援サービスの充実>

多くの障がい者が、暮らしたい場所として自宅を選んでおり、生活スタイルにあわせた多様な暮らし方が地域でできるよう、個性と自己選択を尊重した支援体制と、自立した地域生活の充実に向けて教育・福祉・保健・医療・就労が連携した質の高いサービスの提供が求められています。

しかし、利用者のニーズが多様化・増大化するなか、居宅介護などの訪問系サービス提供事業所のサービス量には限界があり、ニーズを受けきれない状況になっています。また、重症心身障がい者*の日中活動の場所がなかったり、特別支援学校や特別支援学級の卒業者の進路先の一つである福祉的就労支援事業所、地域での暮らしの場となるグループホーム*が不足しています。

障がい児保育については、障がいの程度の幅は広く、重複障がいの子どもも多い状況ですが、加配保育士の配置や職員の特別支援教育に関する研修会への参加

⁴⁰ ノーマライゼーション...障がい者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそが正常な状態であるという理念。またそうした理念実現のための活動や施策、運動。

などにより、特別な支援を要する児童一人ひとりの特性に応じた支援を行っています。また、多動性・衝動性のある子どもや自閉傾向のある子どもが増加しており、集団の中での対応が難しい状況です。このため、発達特性についての理解促進、専門性の向上を図る必要があります。さらに、障がいのある子どもの保護者の中で、発達支援だけではなく生活支援の必要なケースが増加しており、関係機関が連携しながら取り組む必要があります。

<社会参加の支援>

雇用の分野における障がい者に対する合理的配慮の提供義務を定めた「改正障害者雇用促進法」が成立しましたが、雇用情勢が厳しいなか、障がい者雇用に対する企業の理解を得ることが難しいため、障がい者の適性と能力に応じた雇用・就労が進みにくく、福祉的就労支援事業所の利用者が増えています。地域で障がい者が働き、暮らしていくには地域の支えや理解が必要です。このため、平成21年(2009年)7月に湖南市障がい者就労情報センターを立ち上げ、「顔の見える」身近な地域の情報拠点として障がい者の働く場の拡充を図り、就労相談の窓口として就労情報コーディネーターも配置しています。また、障がい者就労情報センター内に、平成24年(2012年)3月からハローワーク甲賀の機関として設置した「チャンスワークこなん」に就職支援ナビゲーターが常駐し、企業への障がい者雇用に対する理解と雇用の促進を図っています。

また、社会参加に欠かせない移動支援については、定期的な外出をする人のニーズに応えられる制度はなく、外出支援のための制度の検討が必要です。

障がいの有無にかかわらず、生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動などをともに楽しむ機会の提供も大切です。現在、障がい者スポーツ大会の出場者支援などは実施していますが、障がい者が地域の一員として地域活動、文化芸術・スポーツ活動などに参加する機会は少ない状況です。自己能力の向上と達成感を得られるように余暇活動の機会とメニューの充実が求められています。

<情報提供・相談体制の充実>

障がい者手帳の交付時に「障がい福祉のしおり」を配付したり、市ホームページで制度の周知や手続きの案内をしています。しかし、いずれも情報量が不足しているほか、見やすさ、わかりやすさに課題があります。

相談業務については、甲賀圏域内の相談支援事業所に業務委託しています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う甲賀市・湖南市基幹相談支援センターを平成27年(2015年)10月に設置し、相談支援体制の充実を図っています。

しかし、滋賀県では、発達支援センター、ひきこもり支援センターや高次脳機 能障害支援センターなど専門相談機関が設置されてきていますが、関係機関との 連携不足や市民にもまだあまり知られていない状況にあります。

各種障がい者手帳所持者数

手帳の種類	所持者数 (人)		
身体障害者手帳	1,651		
療育手帳	488		
精神障害者保健福祉手帳	274		

資料: 社会福祉課(平成27年(2015年)8月28日現在)

施策

1 障がいに対する理解の促進

障がい者が安心して生活できる地域社会をつくることをめざすノーマライゼーションの理念をテーマとした学習機会を増やすとともに、近隣の人々が障がい者と交流する機会を増やし、障がいや障がいのある人に対する理解の深化を図ります。特に「出会い・気づき・発見講座」などで障がい者の理解を深めるテーマを取り上げ、また、湖南市人権・同和教育推進協議会と連携し、障がい者の理解を深める研修を実施します。

障がいに対する誤解や差別を無くし、障がいのある人の権利および自立と社会 参加について、広く市民の理解と協力を求めていきます。

障がい者の自立のための学習の場づくりやコミュニケーション支援・相談活動の充実を図ります。

アール・ブリュット⁴¹作品の展示を通して、障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人のエンパワーメント⁴²および創作活動の支援に取り組みます。

社会福祉協議会のボランティアセンターを中心として、一人でも多くの市民によるボランティア活動が展開されるよう支援します。

_

⁴¹ アール・ブリュット…『生(き)の芸術』という意味。文化的な伝統や流行、教育などにとらわれず、つくり手の内面から沸きあがる衝動のままに表現された、純粋で無垢な芸術作品を指す。42 エンパワーメント…個人と地域が力をつけ、よりよい社会を築くための責任をもった変革の主体となるため、みんなで力を合わせ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的状況などを変えていく力をもつこと。

学校教育および社会教育において交流やボランティア体験などの充実を図り、 福祉教育を推進します。

2 権利擁護の推進

- ○甲賀市・湖南市基幹相談支援センターが中心となって、甲賀・湖南成年後見セ ンター「ぱんじー」や社会福祉協議会などの支援機関との連携をより一層高め、 成年後見制度を安心して利用できる体制づくりを進めるとともに、高齢者虐待 防止ネットワークの整備などにより権利擁護支援システム*を構築します。
- ○虐待の早期発見のために、市民や関係機関に対して情報提供などを呼びかける 啓発を行います。

3 発達支援システムの充実

保健・福祉・医療・教育・就労などの各分野が一体となって、支援が必要な人 たちの自立を継続的に支援していく「湖南市発達支援システム」の充実を図り ます。

保育士の障がい児支援に関する研修として保健・福祉・医療・教育とのネット ワークによる研修会の開催など研修機会の充実を図るとともに、きめ細やかな 対応による発達支援のため障がい児加配保育士配置の充実を図ります。

家庭と発達支援センター、民生委員児童委員などとの連携強化によって支援の 充実を図ります。

巡回相談員が市内学校・園を巡回し、実地研修を含め指導助言を行い、教職 員・保育士の発達特性に関する理解促進、専門性の向上を図ります。

広報やパンフレット、研修会などにより、発達障がいに対する正しい理解や湖 南市発達支援システムの一層の周知を図ります。

4 就労への支援

特別支援学校卒業者が一般就労へと移行するまでの福祉的就労の場の確保に努 めます。

福祉的就労支援事業所などに対する公務部門の業務発注や、製品の積極的購 入・活用を推進します。

福祉的就労を支える各事業の充実に努めるとともに、より生きがいに結びつく 作業の開拓を図っていきます。

甲賀地域障害児・者サービス調整会議における関係機関の連携強化により、就 労への継続的な支援に努めます。

障がい者就労情報センターなどの充実により、企業への障がい者雇用に対する 理解の促進を図り、障がい者の一般就労を促進します。

「チャンスワークこなん」の対象者拡充に向け、関係機関と協議を進めていき ます。

5 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の場づくり

障がいのある人が余暇を過ごせるよう、活動や交流の場の創出、外出のための 支援や障がいのある人に対応した施設、プログラム、イベントの充実を、NP O*法人や民間企業などの積極的な参加を促しつつ進めていきます。

障がい者スポーツ団体との連携、障がいのある人のスポーツイベントへの支援を進めます。

移動支援事業により、障がい者の余暇活動のための外出を支援します。

障がい者の外出支援や余暇支援のためのボランティア組織やNPO*を育成・ 支援します。

6 安心して移動ができるまちづくり

移動支援事業の利用対象者や条件の拡充に向けた検討およびサービス内容の見 直しを行うとともに、新規事業所が参入しやすい条件づくりを検討します。

福祉有償運送サービス事業の利用を促進し、サービスの安定的な供給を期するよう、事業者の運営の安定化および新規事業者の支援を検討します。

市民主体の障がい者の移動支援(ボランティア、NPO*など)なども含め外出のための手段の充実を検討します。

7 生活支援サービスの充実

障がい者それぞれにきめ細かく対応した個別支援計画に基づく適正なサービス 提供を進めます。

一人暮らしの場やグループホーム*の確保など、住まいの場とそれを支える支援の確保を図ります。また、障がいに対する正しい理解を深めるための意識啓発や交流活動を推進し、グループホーム*の設置などに関する地域の理解を促進します。

高齢障がい者のニーズに対応した日中活動場所、および重度心身障がい者の日 中活動場所(通園事業)の確保、充実を図ります。 障がい児、障がい者の保護者のニーズに対応できる日中一時支援事業の見直し に取り組みます。

8 情報提供・相談体制の充実

サービスの必要な人に確実にサービスがつながるよう、自立支援給付などに関 する制度の啓発、情報提供を行います。

各種専門機関などとの連携強化を図るとともに、市民への情報提供に取り組み ます。

甲賀地域障害児・者サービス調整会議の活動の充実、機能の強化を図ります。 甲賀市・湖南市基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、障がい者団 体、行政などが連携して相談体制の充実に取り組みます。

みんなで進める身近な取り組み例

障がいや障がいのある人に対する理解を深めましょう。

障がいのある人もない人も、共にいきいきと暮らせる社会を築きましょう。 障がいのある人もない人も、共にいきいきと働ける職場づくりに協力しまし ょう。



福祉的就労支援事業所への業務委託

5. 高齢者の自立支援の充実

現状と課題

< 生きがい支援 >

高齢期を生きがいや役割を持って過ごすことに関心が高まり、趣味などに関するニーズが多様化しています。また、団塊の世代が退職を迎えたことで、地域貢献を目的とした活動が注目されています。地域の高齢者が孤立することなく、身近なところで気軽に集い、交流できる自主活動支援や各種教室などを実施しています。

今後は、地域の中で生きがいの場を互いに作り出せるよう自主活動グループ支援や生涯学習、地域リーダー養成が求められています。

< 生活支援サービス >

高齢化の進行とともに要介護認定者*数は増加を続け、平成 37 年(2025年)には認定者が3千人を超えると見込まれています。これまでの介護予防の取り組みを検証するとともに、圏域ごとの生活実態も踏まえながら、より効果的な介護予防の推進や自立支援のための体制づくりを図る必要があります。

「いきいき百歳体操」は年々取り組む地域が増え、37 か所およそ 800 人の市民が参加し、単に運動の場だけでなく交流や地域参画の場として重要な場所になっています。

また、介護予防事業のほかにも、あらゆる高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう、地域のボランティアやNPO*などを活用し生活支援サービス、一人暮らし高齢者などの見守り対策、介護者支援サービスといった高齢者福祉事業の充実を図る必要があります。

<介護保険事業>

介護保険事業報告によると、滋賀県の要介護等認定者の約半数が認知症(日常生活自立度 以上)と推計されています(平成25年(2013年)末)。本市の高齢者の約4人に1人が認知症のリスク該当者であり、今後高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加していくことが予測されます。また、若年性認知症への対応も求められています。

住み慣れた地域での生活を継続できるよう「湖南市高齢者福祉計画・介護保険 事業計画」に基づき、地域密着型サービスの確保、新予防給付*の実施など新た なサービス体系の確立を図ります。また、認知症高齢者を地域で支えるために、 市民の認知症への正しい理解が求められています。

<地域ネットワーク>

地域社会の中で、一人暮らしの高齢者が増加していることから、高齢者の状況 を把握し、見守りや支援ができる地域のネットワーク体制の整備、地域で気軽に 集える場づくりを進める必要があります。

高齢者世帯の推移

/ -	= ₩₩₩₩					
年	計	高齢単身世帯	高齢夫婦世帯	その他	高齢者世帯比率	
昭和 60 年	2,007	109	169	1,729	17.9%	
平成2年	2,427	173	260	1,994	17.6%	
平成7年	3,143	270	458	2,415	19.1%	
平成 12 年	3,891	417	717	2,757	21.8%	
平成 17 年	4,728	613	1,075	3,040	24.2%	
平成 22 年	5,869	863	1,643	3,363	28.7%	

資料:国勢調査

要介護認定者*数

左	要介護認定者数(人)						
年	要支援	要介護	計				
平成 22 年	183	1,133	1,316				
平成 23 年	205	1,208	1,413				
平成 24 年	219	1,315	1,534				
平成 25 年	249	1,328	1,577				
平成 26 年	409	1,431	1,840				

資料:高齢福祉課

施策

1 生きがい支援の充実

地域で互いに参加し、生きがいづくりの輪を広げる地域福祉を推進し、高齢者や他世代が参加しやすい事業の創設・整備に努めます。

高齢者が関心のあることや得意分野を生かした役割を担い、活躍することができる地域づくりに取り組みます。

2 介護予防の推進

できるだけ要支援・要介護状態*にならず、いつまでも健康で暮らせるよう、関係者との連携のもとに、介護予防に関する啓発や二次予防事業の対象者(要介護状態になるおそれのある高齢者)の実態把握、早期対応に努め、栄養改善・認知症予防・閉じこもり予防・口腔機能・運動器の機能向上をはじめとする地域支援事業を実施します。

介護予防推進の拠点となる地域包括支援センター*において、介護予防マネジメント、総合相談、権利擁護と虐待防止に取り組み、ケアマネジメント支援を行います。特に、介護予防事業においては高齢者本人が継続的に取り組むことができる手軽で身近なメニューの充実を図ります。

生活支援を必要とする高齢者や介護者に対するサービスの整備を図ります。

「介護保険法」の基本理念である「自立支援」をより徹底し、予防重視型システム*への転換を図る観点から、要支援者の生活機能向上を図る予防給付*の実施を進めます。

3 介護サービスの充実

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加などを踏まえ、できるだけ住み慣れた 地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスの確保など新たなサービ ス体系の確立を図ります。

介護サービスマネジメントの適正化、介護支援専門員の資質の向上、独立性・ 中立性の確保など、ケアマネジメントの強化を図ります。

利用者の適切な選択のもとで、良質なサービスが提供されるよう、介護サービス事業所の質の向上、評価システムの充実を図ります。

認知症のある高齢者とその家族の悩みや不安を軽減するため、正しい知識の普及や専門相談サービスの提供、支えあえる仲間づくりを推進し、介護疲れからのリフレッシュ事業などの取り組みを充実させます。また、地域社会全体で認知症への理解を深めていく取り組みの強化を図ります。

4 地域ネットワーク体制の整備

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア*システムの構築を推進します。

市民・地域・行政の協働によって、高齢者の状況を把握し、見守りや支援がで きる地域体制の整備、地域で気軽に集える場づくり、さまざまな地域福祉活動 の支援を進めます。

地域福祉の向上や住民交流の拠点となる地域総合センターでは、講座やサーク ル活動などを通して高齢者が集える場を提供し、高齢者に寄り添った支援や見 守りを行います。

人権尊重の観点から、家庭や地域、または、サービスの利用時において、高齢 者が虐待などを受けることのないよう、市民・事業者・行政の協働によって高 齢者の権利擁護や虐待防止ネットワークの構築に努めます。

みんなで進める身近な取り組み例

仕事や趣味などの生きがいを持ち自分らしく暮らしましょう。

一人ひとりが自分の体に関心をもち健康に暮らせるよう運動習慣を身に付け るとともに、地域のイベントやボランティア活動に積極的に参加しましょ う。

介護が必要になっても、家族・地域の一員としてできることは積極的に取り 組みましょう。

地域活動やボランティア活動を通じ地域で安心して生活を継続できる体制を 一緒に考えましょう。

認知症への関心と理解を深めるとともに、近所の高齢者に声をかけるなど、 あたたかく見守りましょう。







高齢者のサロン活動

6.地域福祉の推進

現状と課題

< 地域福祉の推進 >

本市は、昭和 40 年代に県立の児童福祉施設(知的障がい児施設)「近江学園」 や社会福祉法人が運営する知的障がい者支援施設(更生施設・授産施設)の開設 が相次ぎ、福祉発祥の地となりました。その後も福祉先進の地として、民間事業 所や個人が全国的にも先駆的な取り組みであり、現在は障がい児・者や高齢者の ための各種福祉施設が多く存在しています。

地域福祉の基盤づくりとして、平成 24 年(2012 年) 3月「みんなでつくったみらくるプラン(第二次湖南市地域福祉計画)」を策定しました。

国においては、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人が自立できるよう支援することを目的とした「生活困窮者自立支援法」が平成25年(2013年)12月に制定されました。

また、子育て支援や障がい者・高齢者の自立支援・介護予防において、さまざまなNPO*活動や地域の組織による活動が展開されています。区長会では、支えあうまちづくり推進分科会を設置し、民生委員児童委員協議会と活発な意見交換を行っています。障がい者団体が参加した検討会や聞き取り調査を基に、駅舎のバリアフリー化を進めています。

少子高齢化が進むなか、今後はこのような福祉環境や高い市民意識を生かしながら、子育て中の家庭や障がい者、高齢者が安心できるあたたかい地域福祉のネットワークを進める必要があります。

一方問題点としては、少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加が進むなか、 身近な地域での人びとのつながりが弱くなってきています。地域で気軽に集まる ことができる場所が少なくなっていることや、核家族化や価値観の多様化により ライフスタイルが変化していること、プライバシーへの配慮などから身近な交流 が希薄になっています。

また、外国人市民*においては言葉や文化の壁、雇用情勢の問題など、外国人市民*特有の課題があります。

今後、地域における福祉のネットワークづくり、NPO*の育成と支援、マンパワー⁴³の活用、地域住民の主体的な活動など、市民・事業者・行政の相互協力による地域福祉を推進するうえで、情報プラットホーム(情報収集・発信、共有、交換の場)を確立することが重要です。

-

⁴³ マンパワー…人材。仕事などに投入できる人的資源。

施策

1 人権の尊重とノーマライゼーションの理念の浸透

人権尊重の理念の浸透とあらゆる差別の撤廃、ノーマライゼーションの普及の ための啓発や学習をより積極的に進めます。

さまざまな人権課題をテーマとした学習会や研修会を地域総合センターで実施 し、ともに支え、助けあえる関係づくりをめざします。

関係課と連携を図り、諸情報が外国人市民*に正確に伝わるよう、通訳・翻訳 および「やさしい日本語」の活用に努めます。

日本語支援の必要な外国籍の子どもたちや保護者への学習・子育て支援として、 夏休みに日本語や学習内容の理解を高めるための学習支援事業(すまいリー事業)保護者との懇談などへの通訳派遣を実施します。

2 市民協働による地域福祉活動の促進

地域まちづくり協議会、区・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、NPO*、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などさまざまな団体・組織と行政が連携して取り組む地域福祉活動を推進します。

地域での話しあいなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく自助・共助の意識や地域福祉のネットワークの育成を図ります。

市内の福祉施設が地域の交流の場となるよう、サロンの設置、イベントの開催、 ボランティアの受け入れなどにより施設の開放を図ります。

必要とするサービスをだれもが利用できるよう相談や情報提供の充実に努めるとともに、相談などから適切なサービス利用まで円滑に結びつけられるよう保健・医療・福祉の連携体制の強化を図ります。

災害時における要支援者の支援体制を確立します。

3 ボランティア活動の振興

ボランティア活動は、支援を必要としている人々の生活を豊かにするとともに、市民が主体的に参加することを通じて、地域福祉を先駆的に切り拓いていく重要な活動です。ボランティアセンターでは、相談や情報提供、人材育成、「支援を必要とする人」と「支援できる人」を結ぶコーディネート機能などを充実します。ボランティアセンターを中心に、誰もが自分にあった参加しやすい方法で参加できる場づくりに取り組み、ボランティアの育成に努めます。

4 多様な福祉サービスの確保・育成

日常生活の上で何らかの支援が必要になった場合でも、自分の意思に基づいて 適切なサービスを選択して利用できるよう、多様な福祉サービスのあるまちづ くりを進めます。このため、利用者のニーズに応じたサービスの提供や事業者 の確保・育成を図ります。

福祉活動を行う者や関係団体の育成と支援などにより、福祉サービスの充実を図ります。

5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がい者・高齢者はもとより、だれもが快適に利用することができるユニバー サルデザインの考え方を広く推進していきます。

「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」や「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する条例」を関係者・事業者をはじめ、市民に周知し、意識の啓発に努めます。

まちづくりを通じて、障がい者・高齢者とともに暮らす共生の社会理念に立ち、 道路や公共交通機関、公園、公共施設など多くの市民が利用する優先性の高い 施設から、計画的にユニバーサルデザイン化を進めます。

6 自立支援・相談体制の強化

相談者の状況を把握したうえで関係機関と連携を図り、相談者の状況にあった 適切な助言やサービスの活用に向けた支援を行います。

生活していくうえでさまざまな不安や困難を抱えている市民に対して、自立で きない要因を的確に把握し、生活の支援を関係部署と連携して進めます。

7 生活困窮者への支援

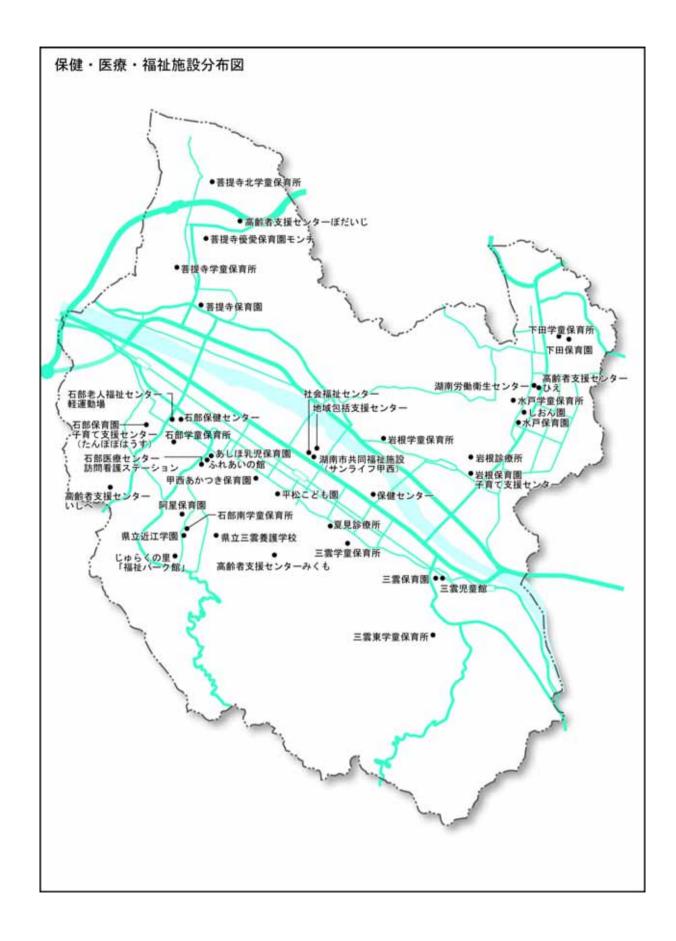
市民のよき相談役である民生委員児童委員との連携を密にしながら相談体制の 充実を図り、生活困窮者への適切な助言・支援を行うとともに、その能力に応 じた自立のための支援を行います。

みんなで進める身近な取り組み例

地域の福祉について、学びあいましょう。

自分にできる地域の支えあいやボランティア活動に参加しましょう。

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の支えあい活動を広げましょ う。



7. 危機管理体制の整備

現状と課題

< 危機管理*体制の整備 >

本市では、平成 25 年度(2013 年度)の地域防災計画の改訂により、災害対応の各種マニュアル(個別)および業務継続計画を策定しました。自然災害・異常気象の頻発・大規模化、感染症の流行など、予期することが困難なさまざまな危機の発生に対し、円滑に対応することができる総合的かつ全庁的な危機管理*体制を確立する必要があります。

< 防災体制の充実 >

近年、各地で地震や台風・大雨による大災害が発生し、防災を足元から見直していこうとする気運が高まっています。平成 25 年度(2013 年度)より毎年湖南市総合防災訓練を実施し、日頃から市民の防災意識を高め、身近な地域における防災への取り組みを働きかけています。

このため、パトロールや、市民への避難情報を迅速に伝達、提供することにより被害の減少に努めています。一方、常備消防として甲賀広域消防の湖南中央消防署と石部分署が配置されていますが、消防団の強化および市内全区に整備されている自主防災組織であるふるさと防災チームの活性化を図ることにより、災害時の迅速な避難・救助体制の整備に努める必要があります。このうち防災情報の提供については既存の防災行政無線に加え、携帯電話への緊急速報メールや登録制の湖南タウンメールを配信しています。今後も新しいICT(情報通信技術)を活用した情報提供とともに、市民からの情報収集方法の検討が必要です。

また、地域で作成される避難計画や防災マップなどについても作成への支援や 学習機会の充実に努める必要があります。

<防災拠点の整備>

災害発生時に災害対策本部が置かれることとなる東庁舎をはじめ、救護・救援や避難の拠点となる公共施設の防災性を確保する必要があります。特に、耐震基準が強化された昭和 56 年 (1981 年)以前の建築物を中心に耐震性の確保を進める必要があります。

非常災害時に備え、平成 25 年度(2013 年度)より小・中学校に順次防災 倉庫を設置し、アルファー化米⁴⁴やカンパンの他、飲料水などを備蓄しています。 災害時の飲料水補給については、緊急飲料水タンクや上水道の配水池などに、生

⁴⁴ アルファー化米...冷水を入れるだけで炊飯状態に戻り、炊飯をしなくても食べられるようになる。長期保存が可能な非常食などに多く用いられている。

活用水は三雲・岩根・下田小学校に災害用井戸を設置し、確保していますが、今後も備蓄品の増強や飲料水など確保のための施設の充実が必要となっています。

また、消防水利については、市内各地に初期消火のための防火水槽や消火栓が設置されていますが、今後も適切な維持管理が必要となっています。

さらに、ふるさと防災チームの活動として、備蓄している資機材を使用しての 地域ぐるみの訓練を定期的に行う必要があります。

<災害の未然防止>

新たな宅地開発などに伴い、がけ崩れなどの危険箇所は年々増加する傾向にあります。また、山地・丘陵地が多く地質的にも弱いところがあり、がけ崩れや土石流などの土砂災害が起こりやすくなっています。本市には、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が 121 か所指定されており、地域と協働して土砂災害ハザードマップの作成に順次取り組んでいます。土砂災害監視システムの整備促進を進めるとともに、治山施設、急傾斜地崩壊対策の小規模施設について改善整備を進める必要があります。

市内の一部の河川は改修が課題となっており、特に天井川は人家の付近を流れ、 大雨時には危険な状態です。災害の発生の防止、被害の低減を図り、安全で安心 できる暮らしの実現を図ることが重要です。

また、被害を最小限にくい止めるため、起こりうる被害を想定し市民に啓発するなどソフト面の対策も必要です。

火災発生状況

<i>4</i>		火災	(件数(作	牛)		焼損	リ災 世帯数 人員(人)	死傷者(人)		焼損被害額	
年次	総数	建物	林野	車両	その他	棟数(棟)		人員(人)	死者	負傷者	(千円)
平成 22 年	13	7	0	1	5	8	6	17	0	3	70,959
平成 23 年	19	10	2	1	6	11	7	27	0	3	22,178
平成 24 年	24	15	1	3	5	19	11	38	4	9	24,189
平成 25 年	26	13	1	5	7	12	5	24	1	4	6,196
平成 26 年	22	12	2	3	5	15	10	25	2	2	31,149

資料:甲賀広域行政組合消防本部(湖南中央消防署・湖南石部分署)

平成 26 年 (2014年) の焼損被害額については、平成 27 年 (2014年) 1月 25 日現在の集計結果によるもの

施策

1 危機管理*体制の整備

災害警戒や訓練を通じて、「災害対応の各種マニュアル」や業務継続計画の継続的な見直しを進めます。また、市民の生命・財産に重大な影響を及ぼす危機管理*上の基本事項を整理し、危機管理*態勢や対応ルールをあらかじめ定める「危機管理*マニュアル」の策定に取り組みます。

2 防災体制の充実

スマートフォンなどをはじめ、今後も進歩が見込まれる情報通信技術を活用したより高度な情報提供システムの構築とともに、市民からの情報収集方法についても検討します。

災害発生に即時対応できるよう、甲賀広域消防と連携しながら消防団の強化と 自主防災組織の育成を図り、市内全区参加の総合防災訓練を継続的に実施しま す。

各避難所の耐震状況を勘案し、地域の避難時の集合場所の確認や避難経路の確保などを含めた避難所体制の整備に努めます。

避難行動要支援者の避難支援については、個別支援計画を地域(共助)と行政 (公助)が一体となり、特に区・自治会、自主防災組織、消防団、民生委員児 童委員などが協力する体制を確立します。

災害体験を風化させないために、より一層の広報や啓発、ふるさと防災チームや学校、高齢者団体、企業などを対象とした学習機会の充実や市民による防災マップづくりの促進などに努めます。

3 防災施設の整備

地域防災拠点となる東庁舎については、その利用方針を検討し、それに基づいて、関係各課と協議をしながら計画を進めていきます。

災害時における各学区の備蓄資機材や飲料水、食料の適正な維持更新に努めます。

公共施設整備時と民間宅地開発時に、初期消火のため防火水槽や消火栓の整備 を図ります。

4 災害の未然防止

土砂災害危険区域については、地域住民への啓発を行うとともに、災害時の避難場所、避難地の保全など総合的ながけ崩れ対策を進めます。また、管理者である滋賀県と連携し、砂防施設の整備を促進します。

浸水被害や土石流、崖崩れ、地すべりなどの災害防止のため、河川事業や治山・砂防事業を推進します。

みんなで進める身近な取り組み例

近所の中で、災害時などに介助が必要な人を協力して助けられるよう、日頃から備えておきましょう。

住んでいる地域の災害の危険性、災害が起こったときの避難方法などについて学習しましょう。

日頃から地震や水害など災害への備えを忘れないようにし、7日間は自力で生活できる水や食糧などの備蓄に努めましょう。

自主防災活動に参加しましょう。



防災訓練

8.安全な地域づくりの推進

現状と課題

< 防犯体制の強化 >

全国的に犯罪発生件数が増加するなか、本市においても防犯対策は重要な課題です。犯罪のない地域社会を実現するためには、警察署などの関係機関や市民、 事業所、行政の連携による防犯体制の確立を図るとともに、自主防犯パトロール 活動などによる地域社会の犯罪抑止力を高めていくことが求められています。

携帯電話やパソコンによる情報の配信システム「湖南タウンメール」を活用した不審者情報の提供や地域安全サポーターの巡回活動により、一定の防犯効果が現れています。

今後とも、家庭や地域における防犯と安全意識を高め、子どもから高齢者まで みんなにとって安心・安全な地域づくりを進める必要があります。

<消費者市民社会の形成>

消費者を取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化に伴い、さまざまな商品やサービスおよびそれらの広告があふれており、市民の消費生活の安全確保が求められています。現在、月に1回消費生活情報を作成し提供していますが、特に判断能力が低下している高齢者や認知症の市民、障がい者を狙った悪質な行為や違法行為も全国的に後を絶たず、社会問題となっています。このため、安全で安心した消費生活が送れるよう相談体制や意識啓発の充実を図ることが必要です。

< 交通安全の強化 >

交通安全対策を推進し、安全で快適なまちづくりを進めてきましたが、今後も 交通事故の発生しやすい危険箇所の解消や交通安全施設の整備充実を図るととも に、関係機関・団体などの協力を得て意識の啓発を進めていく必要があります。

< 獣害の防止 >

アライグマやハクビシンなどの侵略的外来種やニホンジカ、イノシシが増加したことにより、農林産物や生活環境面での獣害被害が深刻化していましたが、近年は獣害柵の設置により被害額は減少しています。

今後も侵略的外来種の駆除や、里山の適切な維持管理を図り、獣害被害を防止する必要があります。

交通事故件数・死傷者数

年次	件数	死者	負傷者(人)			
十八	(件)	(人)	計	重傷者	軽傷者	
平成 22 年	325	3	428	26	394	
平成 23 年	344	1	450	16	434	
平成 24 年	302	3	379	16	363	
平成 25 年	257	1	321	19	302	
平成 26 年	226	2	279	15	264	

資料:滋賀県警察本部(1月~12月集計)

施策

1 防犯体制の強化

警察署などの関係機関や市民、事業所、行政の連携により、24 時間体制の交番の設置をはじめ、地域安全連絡所の強化を進めます。

2 消費者市民社会の形成

広報やホームページなどによる情報提供とともに、タイムリーな事案については、湖南タウンメールでの随時配信も行い注意喚起を促します。また、子ども向け消費学習会、高齢者や知的障がい者など悪質商法のターゲットとなる確率の高い消費者向けの学習会も開催します。

3 交通安全の推進

歩行者もドライバーも安心かつ安全に利用できる道路環境をめざし、今後も地域が連帯して危険箇所の把握・精査をおこなうとともに交通安全施設の修繕・ 復旧に努めます。

継続的に交通安全教室を開催するとともに、広報誌・ホームページなどを活用して啓発を行い、交通安全意識の高揚を図ります。また、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図ります。

4 総合的獣害対策

農林業の振興に取り組むとともに、農林業者やNPO*などと連携して、土とのふれあいプロジェクトや里山プロジェクトなどの重点プロジェクトに取り組み、中山間地域の適切な維持管理を図ります。

集落ぐるみで里山の手入れを行い、野生生物が好む環境を集落周辺に作らないように努め、防護柵などの設置、駆除を計画的に実施するなど、関係機関と連携し、総合的な獣害対策を推進します。

甲賀市、滋賀県、滋賀中央森林組合、JAこうか、NOSAI甲賀などで組織 する甲賀地域獣害対策協議会の活動を通じて、広域的な獣害対策を継続します。

みんなで進める身近な取り組み例

家族同士や近所同士で防犯意識を高めあい、防犯活動にも積極的に参加しま しょう。

悪質な商法に注意するとともに周囲の高齢者などに注意を呼びかけましょう。

歩行者・自転車利用者もドライバーも、お互いに交通マナーを守りましょ う。

ドライバーは、急がず、譲りあい、歩行者優先の安全運転を心がけましょう。

野生生物が好む環境を集落周辺に作らないように努めたり、防護柵の設置や 追い払いなどによる防御に努めましょう。



交通安全教室

ともにめざす目標指標

第4章 ほっとする暮らしをつくろう

施策	七 抽 夕	現況	目標	備考	
	指標名	平成 26 年度末	平成 32 年度末		
健康づくりの推進	健康寿命*の延伸	男 76 . 94 歳	男 79 . 60 歳	日常生活動作が自 立している期間の平	
に成り(りの)正定	医尿气即 仍延伸	女 80 . 33 歳	女 84 . 40 歳	均	
医療の充実	市内の病院・一般診療所数の維 持	33 施設	35 施設		
子育て支援の充実	子育て支援センター・つどいの 広場など子育て支援施設での 利用者数	24,292 人	28,000 人		
障がい者の自立支	障がい福祉サービス利用者の	347 人	410 人		
援の充実	増加	047 /	410 /		
高齢者の自立支援 の充実	認知症サポーター数	2,303 人	3,300 人		
地域福祉の推進	湖南市ボランティアセンターに登 録しているボランティア人数	885 人	1,000人		
危機管理 [*] 体制の 整備	各区の防災計画(避難計画)の 策定状況	2 地区	43 地区		
安全な地域づくり の推進	交通事故発生件数	220 件	200 件		

^{「」}は、アウトプット指標、ほかはアウトカム指標。